

# 「障害を理由とする差別」が禁止されます

↓ 「障害を理由とする差別」には、以下の2つがあります。 ↓

## 1 不利益な取扱い

障害を理由として、合理的な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

障害のある人の生活に関わる8つの分野に分類しています。

① 福祉サービス及び障害福祉サービスの提供

⑤ 労働・雇用

② 不動産の取引

⑥ 建物等・公共交通機関の利用

③ 医療の提供

⑦ 情報の提供と意思表示

④ 教育

⑧ 商品の販売又は、サービスの提供

## 2 合理的な配慮の不提供

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものの除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないのに、障壁を取り除くことについて必要かつ合理的な配慮をしない行為をいいます。

### 合理的な配慮の例

身体障害

・移動の支障となる物を通路に置かないなど、安全に移動できるようにすること。

知的障害

・資料にふりがなをふるなど、簡単な言葉で具体的に表現すること。

精神障害

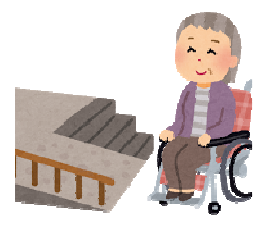
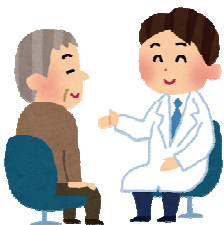
・出勤時間を遅らせるなど、勤務時間の調整を行うこと。

発達障害

・抽象的な表現は用いず、マニュアルなどを用いて作成の手順を説明すること。

難病

・通院のための休暇の取得など、勤務日の調整を行うこと。



## 県民及び事業者のみなさまへ

この条例では、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目的としています。

県民及び事業者のみなさまには、条例に規定されている基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進にご協力をお願いします。

## 障害を理由とする差別の相談体制について

### 問題解決までの流れ

問題発生



相談員(奈良県障害福祉課)による相談・支援



奈良県障害者相談等調整委員会による助言又はあっせん



奈良県知事  
による勧告



問題解決



奈良県知事  
による公表

## 条例に関するよくある質問

### 問1 障害を理由とする差別の相談は、どこに相談すれば良いですか？

奈良県障害福祉課の相談窓口にご相談ください。相談員が公平・中立な立場からご相談に応じます。一人で悩まず、安心してご相談ください。

### 問2 障害を理由とする差別をした場合、罰則や罰金がありますか？

ありません。県では、話し合いを通じて円満な解決を図ってもらえるよう、相談によるサポートを行います。

### 問3 「不利益な取扱い」と「合理的な配慮の不提供」の具体的な考え方や事例について整理したものはありますか？

県では、不利益な取扱いや合理的な配慮の具体的な考え方や事例について、わかりやすく整理したガイドラインを作成しており、障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

## 奈良県障害者相談窓口

- 時間/月～金曜日（土・日・祝日・年末年始除く）9時～17時
- 電話・ファックス/0742-27-8088（専用回線）
- 電子メール/syogai@office.pref.nara.lg.jp



### 【条例に関してのお問い合わせ】

奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話番号：0742-27-8513

ファックス：0742-22-1814

電子メール：syogai@office.pref.nara.lg.jp

奈良県

障害のある人も

ない人もともに

暮らしやすい

社会づくり条例

平成28年4月1日施行



この条例は、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりを目指して制定されました。

みんながお互いを思いやりながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を築いていきましょう。

奈良県

(平成28年3月作成)